



平成 28 年 4 月 15 日

各 位

上場会社名 株式会社 一六堂
代表者名 代表取締役社長 柚原 洋一
(コード：3366 東証第一部)
問合せ先責任者 取締役管理本部長 大木 貞宏
電 話 (0 3 - 3 5 1 0 - 6 1 1 6)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 28 年 5 月 27 日に開催予定の第 22 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な規定の一部を変更するものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう規定の一部を変更するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 28 年 5 月 27 日 (金)
定款変更の効力発生日 (予定) 平成 28 年 5 月 27 日 (金)

以 上

(下線部は変更箇所を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は10名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠又は増員により選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>3 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p>4 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(報酬等) <u>第24条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除) <u>第25条</u> (条文省略) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(取締役会規程) <u>第26条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数) <u>第27条</u> <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) <u>第28条</u> <u>監査役は、株主総会の決議により選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p>(報酬等) <u>第25条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) <u>第26条</u> (現行どおり) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(取締役会規程) <u>第27条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|-------|
| <p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u> <u>第29条</u> <u>補欠監査役の予選の効力は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(任期)</u> <u>第30条</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第31条</u> <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第32条</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2</u> <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(報酬等)</u> <u>第33条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第34条</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> | (削 除) |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任及び任期)</p> <p><u>第36条</u> (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第37条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> | <p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第28条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>3 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第29条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任及び任期)</p> <p><u>第30条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第31条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>41</u>条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> | <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>32</u>条～第<u>35</u>条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過処置）</u> <u>当社は、第22期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |